

第 419 回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和5年3月7日(火)午後1時30分～同3時20分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の県広報掲載等について
- (2) 火光を利用した遊魚の光力制限に係る委員会指示の県広報掲載等について
- (3) 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (4) その他

3 議 事

第1号議案

第8次山形県栽培漁業基本計画案について(諮問)

第2号議案

雑魚刺し網漁業のx公示について(諮問)

第3号議案

令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

第4号議案

特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて(諮問)

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委 員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、佐藤 一道、樋口 恵佳

山形県漁業協同組合総務部指導課 指導専門員

小笠原 健

山形県農林水産部水産振興課 課長補佐(水産業成長産業化)

板本 健児

山形県水産研究所 所 長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課 課 長

加賀山 祐

課長補佐(振興普及・漁業調整担当) 高橋 伸明

漁業調整主査 佐藤 由夏

山形海区漁業調整委員会事務局 海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第 419 回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

議長 今日はお天気の良いものの、相変わらず風がちょっと強いです。私事ですが、一昨日の日曜日、久しぶりにヤリイカを釣りに行きまして、あるお世話になったご夫婦に、どうしても生きたヤリイカを届けたいという思いがありまして出港したのですが、日曜日、周りの船はたいがい不漁だった中、なぜか私は2時間半くらいで型の良いヤリイカのみ11杯ほど獲れて、皆から羨ましがられながら帰ってきました。それをご夫婦の元に生かしながら持って行ったのですが、生まれて初めて生きたヤリイカを見たとき、大変喜んでいただきました。ちなみに我々釣り仲間の中では、ヤリイカ釣りの仕掛けを釣具屋さんから買うのですが、1回使うと捨てるという人がいます。それは、ちょっとでも汚れるとヤリイカのノリが悪いといっただけで、大体1,500～1,600円程する物を1回で捨てるという贅沢な使い方をする方が多いのですが、一昨日、私が仲間内でダントツに釣った時に使った仕掛けというのは、もうかれこれ5年間も使っているボロボロの仕掛けです。皆さんが言う新しいものほど釣れるという神話はあまり根拠が無いのではないかと思います。まあ我々が経費を節減しても経済効果にマイナスになるのですが、漁業者の皆さんも勿論経費の節減は大変な課題と思いますが、そんな面白いできごとが一昨日ありました。私みたいなレジャー船が良い漁をしてもあんまり良い意味が無いので、漁業者の皆さんが少しでも良い漁をしていただければと思います。これから漁の方も段々と本格的なシーズンとなります。皆さんの航行安全と大漁を祈念したいと思います。欠席の委員も多いのですが、前回ほど議題も多くありませんので、効率よく審議を進めていただきたいと思います。皆様御協力よろしくお願ひいたします。

事務局 次に議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規定第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長指名をお願いします。

議長 はい、本日御出席の委員の中より2名、池田委員と鈴木重作委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同 (異議なし)

事務局 では、報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。(委員に配布資料を確認)では、会長に進行をお願いします。

報告事項

(1) 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の県広報掲載等について

議長 では、今回はいつもどおり、まずは報告事項、それから議事、という順番で進めさせていただきます。まずは報告事項第1案、第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の県広報掲載等について、これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、報告1の資料、山形県公報を載せてございます。御覧ください。

前回の委員会が発動が決まりました、第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係

る委員会指示が令和5年2月24日付けの県公報に登載されましたので御報告いたします。漁業関係者、遊漁船業者団体、遊漁者団体等、関係者の方にも、こちらの内容につきまして、例年どおり周知させていただいております。また、併せてホームページの方にも内容を掲載しております。簡単ですが以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、皆様から御質問、御意見等がありますでしょうか。内容は例年どおりということですが、何かありますでしょうか。特にございませんか。

一同 ありません。

議長 はい、では、報告事項1につきましては以上となります。

(2) 火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の県公報登載等について

議長 では、火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示の県公報登載等について、これにつきまして、事務局の方より報告をお願いします。

事務局 はい、報告2の資料、同じく令和5年2月24日付けの県公報にこちらの委員会指示、火光を利用した遊漁の光力制限に係る委員会指示が登載されましたので、御報告いたします。漁業関係者、遊漁船業者団体、遊漁者団体、また隣県等の関係の方々にもこちらの内容につきまして周知をしております。また、同様に併せてホームページの方にも内容を掲載しております。簡単ですが以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。これも従来どおりの内容ですが、今の報告で皆様の御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。特にございませんか。

一同 ありません。

議長 こういう時って、報告1、2という資料にした方が効率良く省資源になるのではないかと思います。

事務局 はい、わかりました。

議長 では、報告事項の3に移ります。

(3) 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

議長 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について。これにつきまして、庄内総合支庁水産振興課の方から説明をお願いします。

大川主査 はい、国の融通制度によりまして、山形県のクロマグロ枠の余剰分について、くろまぐろ(小型魚)0.8トン、大型魚0.7トンを他県に譲渡しましたのでご報告いたします。資料1枚目の方には小型魚の変更後の数量公表した内容。2枚目には大型魚の数量公表した内容をお示ししております。そして3枚目参考とあるのですが、こちらの資

料の方に漁獲可能量の推移と漁獲実績についてまとめておりますので、参考の方を御覧ください。1 令和 4 管理年度の都道府県別漁獲可能量について。本県に定められた数量といたしまして、上の方に漁獲可能量の推移の方をまとめております。表の左の方から見てまいりますと、まず当初配分につきましては、くろまぐろ（小型魚）で 12,700 キログラム、大型魚で 10,400 キログラムが配分されました。その次ですが、前の令和 3 管理年度の繰越し分から追加配分されたものを含む変更になります。こちら 4 月 5 月と追加がございまして、年度が明けてから前の管理年度期間からの県や国の繰越し分の配分がプラスされて変更がされております。当初と追加を合わせて、小型魚で 26,100 キログラム、大型魚で 13,100 キログラムへの変更となりました。その次の変更といたしまして、10 月に本県の小型魚と他県の大型魚の交換が成立いたしまして、小型魚が 2 トン減りまして、24,100 キログラム、大型魚が 2 トン増えまして、15,100 キログラムに変更となりました。その次が今回の御報告となった変更になります。本県で使う見込みがないため、小型魚 800 キログラム、大型魚 700 キログラムを他県へ譲渡するという融通が成立いたしまして、小型魚 23,300 キログラム、大型魚 14,400 キログラムに変更となりました。表の下、2の方に令和 4 管理年度の知事管理区分ごとの漁獲実績についてお示ししておりますので、そちらも御覧ください。上の方に小型魚、下の方の表に大型魚についてお示ししております。まずは小型魚の方をご覧ください。山形県くろまぐろ漁船漁業の知事管理区分配分数量が 23,100 キログラム、定置漁業は 200 キログラム、漁獲量につきましては、その右側に示したとおりでございます。消化率といたしましては、漁船漁業で 9 割を超えており、定置漁業については消化率 10 パーセント程度と低いものとなっておりますが、全体としては 9 割を超えております。そのため、年度繰り越し後に消化率 8 割以上の県に対して与えられるメリット措置の上乗せ配分が実施されることとなります。また、自県の繰越し分として、当初配分の 1 割が認められることになっておりますので、1,200 キログラムは自県分の繰越しとして令和 5 管理年度に追加して配分されることとなります。次に下の方の大型魚ですが、山形県くろまぐろ漁船漁業の方で、現在配分されている量が 14,300 キログラム、定置漁業で 100 キログラム、漁獲量はその右にお示ししているとおりで、漁船漁業で消化率 9 割を超えております。定置の方は実績ありませんでしたが、全体の消化率は 9 割を超えますので、消化率メリット措置による上乗せ配分が実施されることとなります。また、自県の繰越しとして、繰越し上限いっぱい 1 トンが令和 5 管理年度に追加して配分されることとなります。なお、1 番下のところに国が実施するメリット措置についての説明を記載しておりますが、譲渡メリット、消化率メリットにつきましては、その配分に使われる原資が国の繰越し分ですので、前の管理年度の枠が国全体としてどれくらい余ったかにより左右されます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。参考資料があつて大変に分かりやすいと思いますけども、これにつきまして、皆さんから御意見、御質問等ありましたらお願いします。複雑な経過でどんどん数字が変わっていくということが分かりましたけど。

私の方から良いですか。この譲り受け希望県への譲渡とありましたが、山形県の小型魚 800 キログラム、大型魚 700 キログラムはどちらの県に行ったのですか。

大川主査 小型魚については山形県と青森県、そしてもう 1 県の 3 県の合算が 10 県前後の県に割り振りされていたと思います。1 対 1 ではないのです。

議長 1 対 1 じゃないのね。

大川主査 はい。小型魚については、譲っても良いと名乗りを上げた県がいくつかあり、欲しいという県も何県もあり、そこで調整が行われたということです。1対1ではないです。それに対して大型魚については、国の方で仲介が難しかったということがありましたので、都道府県1県1県照会をかけて、福島県で良いということだったので福島県1県に対して大型魚の譲渡が行われました。

議長 山形県の大型魚の分が丸々福島県に行っただけで、小型魚の方は提供するグループのトータルの数量が下さいというグループの方に行って、トータルにされたのが何県かに分解されたということですね。1対1ではないということですね。

大川主査 はい。

議長 大型魚はたまたま福島県の1県だけだから1対1になったということですか。それとも大型魚と小型魚で譲渡のルールを変えたのですか。

大川主査 ルールは変えていないのですが、国としては仲介は難しかったので、単県ごとの交渉で成立するのであれば、それを認めていただくということで大型魚はお願いいたしました。要望を出すときに国に仲介して欲しいということをお伝えしてお願いしており、小型魚の方はうまく成立するように仲介していただいたのですが、大型魚の方は国の仲介による譲渡の成立が難しかったので、各県で交渉をして、福島でOKが出たので、福島県にお願いいたしました。

議長 例えば仮の話で、山形県で700キロありますと、福島県が欲しいです、宮城県も欲しいですというときに3県で話し合っただけで山形県が700キロ出すんだけど、福島県に200キロ宮城に300キロという合意ができるということですか。

大川主査 それは調整の仕方です。

議長 それは3県だけで決めていいのであって、そこには水産庁が関与しないということですよ。

大川主査 必ずしも関与しなくてもいいのです、結果はもちろんお知らせしますが。

議長 はい、そうなんですか。なるほど。色々分かりましたね。疑問点をお聞きしましたが、他に委員の皆さんから御意見ありませんか。

飯塚委員 今年の2月に数量を譲渡したということは、余っていた分を譲渡したということだな。

大川主査 はい、そうです。

飯塚委員 実際に余っていた分と云って、オーバーしないように組合で数量を抑え抑えにして、ギリギリのところ実際に超えないようにやっていた訳だ。それで若干余ったから、それをよそに譲渡したというのはどのような解釈なのか。自分たちは真面目

に守っていて、超えないように、超えないようにして抑えられて、結果的にこのくらい余ったからといって、それを超えそうなところにやるような解釈しか私にはできない。

議長 そういうのは見返りもある訳ですよ。譲渡なので。

大川主査 もちろんあります。

本間委員 これはこちらが獲れる見込みが無い時に譲渡したんですよ。2月なら獲れる見込みが無いだろうから。

大川主査 はい、獲れる見込みが無いということで手放しています。

本間委員 だから、いいんですよ。

大川主査 ある程度、他の県に使わないものをお渡しするという事で、メリット措置として翌年バックされるということもありますから。

飯塚委員 はい、わかりました。

議長 全くの無償譲渡じゃないということですね。無償は無償なんだけど、それなりの恩典もあるということですね。

大川主査 はい、そうです。

飯塚委員 恩典っていうのは、参考資料に載っているこの部分ということなんでしょう。

大川主査 はい、そうです。大型魚の方は早々に消化率9割を超えて、獲れない状態になったのですが、小型魚の方は余裕があったので、10月の時も小型魚から小型魚に変えるようなことをしています。

飯塚委員 その調整は漁業者間の話し合いの中でスムーズにいったという解釈でいいんだね。

大川主査 そうですね。地区の代表の方に考えていただいたりしているのですが。

飯塚委員 はい、スムーズに行っているのだったら結構です。

議長 はい、ではよろしいですかね。報告事項3については皆さん了承したという事で。

一同 はい。

鈴木委員 あの、今の点で1点、飯塚委員の意見にもヒントになるとかもしれませんが、大型魚というのは、ある程度オリンピック方式ですが、小型魚に関してはどこでも獲れるということで、地域配分した中で、獲れる、獲れない、獲れる時期も違うという中でも、現実的には全部消化できないということもあるのだろうと。だから、結構残量が増える

こともあるのだろうとは思いますが。今後も残量が仮に増えるような事態が発生するのであれば、地域配分のシステム自体も何らかの知恵が必要であるかもしれません。

議長 たぶん山形県は獲ろうと思えば規定数量まで期間内に行っちゃうんですよね。途中からイエローカード出して自主規制してますからね。

鈴木委員 獲る気であればね。

議長 都道府県によっては達成率が大幅に低いところもあるので、頑張っても獲れないところはあるということですよ。ただ、年度によっても違いますよね。そういったものに基づく配分数量の見直しということになるとなかなか難しい話になりそうな気がしますけどね。

鈴木委員 たぶん、飯塚委員は獲ることを控えているのに、余った分をよそにやるのかということを質問していると思うので。

議長 ただ、獲れるときにちょっと油断するとあっという間にオーバーしてしまうということがあるので、どうしてもある程度ゆとりを持った状態でイエローカード、レッドカードを出していかなければいけないから、よほどうまくやらないとどうしても多少の積み残しは出てしまうでしょうね。その積み残しについて、獲れない時期になったら譲渡して、まだこれから獲れる可能性のあるところに渡すと。それに対してまた恩典があるということなので、ある意味では与えられた枠の中で、山形県なりに効率よくやっているのではないかと私は思いますけどね。それで漁業者の方の中から特に大きな不満が無ければ良いのだとは思いますが。ただ、漁業者の方から実は不満があるのだとなると話は別ですけど。これについての漁業者の皆さんから大きな不満は無いのでしょうか。何か情報はありますか。

大川主査 地区ごとに4つに分けておりますが、地区ごとに消化率が違うので、他の地区の方は、低い消化率をどうなのかなと思っている方はいらっしゃるかもしれません。

議長 山形県内の4地区でも漁期の最盛期がずれるということがあるから、なかなかそこは難しいですよ。

鈴木委員 ただ1つ、去年は追加の提示時期は遅かったですよね。最後の追加配分。

議長 それは交換で、追加はその前に来てますよね。

鈴木委員 もう少し前に、水産庁とかも色々こう提案してくれることだし、もう少し柔軟な対応が可能かもしれないですけど、山形県も提示の時期を早めに、ということをお願いしていただきたいと思いますが。

大川主査 10月よりも前にも融通は可能なのですが、シーズン途中でうまく調整できるかというこちら側問題もあるかと思います。中で割り振っているものを引き上げられるのかなどもあるかと思います。

鈴木委員 その追加配分分というのをある程度想定できるのであれば、地域の消化率でもいいし、地域への按分率を決めておけば、操業中であつてもある程度は配分は可能かなと思うのですが。

大川主査 それはどういうことでしょうか。

議長 追加配分の分は早く来ているんですよ。

大川主査 この4月と5月で追加配分の変更はしてあります。

議長 融通は遅くなりますけど、追加配分の分は来てますよね。融通の方ですか。

鈴木委員 融通の方です。去年は後から追加が来ましたよね。9月だか10月頃。

議長 ない、それは融通です。

鈴木委員 勘違いでした。

議長 追加配分は山形県には漁の最盛期前に来てますね。

大川主査 はい、去年はそうです。

議長 国からの追加配分は、これからもこの時期に来るのでしょうか。極端に遅くはないんでしょう。

大川主査 はい、極端に遅くはないと思います。繰越も出来るだけ早く計算するように努めていると思います。

議長 はい。よろしいですか。鈴木委員。

鈴木委員 はい。

議長 では、報告事項3は終了ということで、これで報告事項は全部終了ですね。

(4) その他

議長 その他、委員の皆様から何か報告事項をお持ちの方はどうぞ。

一同 ありません。

議長 事務局の方からはありますか。

事務局 いえ、ないです。

議事

第1号議案 第8次山形県栽培漁業基本計画案について（諮問）

議長 では、次第に従いまして、議事の方に進めさせていただきたいと思っております。

まず、第1号議案から。第8次山形県栽培漁業基本計画案について、県農林水産部水産振興課の方から説明をお願いします。

板本課長補佐 はい、資料1をご覧ください。（諮問文を読み上げる）

引き続き内容の御説明をいたします。まず、1番目の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針に関しては大きな変更はございません。

次の2番目の、その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類につきましては、ここでは新たに「まなまこ」を追加いたしまして、第7次までございましたくろだいについては削除となっております。くろだいにつきましては年々放流する尾数も減ってきているということで、栽培漁業の効率化という観点から、今回削除しております。新たに「まなまこ」につきましては、漁港内での増殖等も現在試験研究されておりますので、将来性があるということで加えております。

続きまして、3番目の水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標と放流時期、ということで、第7次では放流時期についての言及は無かったのですが、第8次からは新たに放流時期を加えております。といいますのも、県水産研究所の方で試験研究を行ったところ、例えばひらめにつきましては、餌料発生の時期が変わってきていると、それに合わせた放流が必要だろうということで、単にサイズで規定するよりも、きちんと時期というものが今効いてきているのではないかと、というところで放流時期を付け加えております。同じようにとらふぐにつきましても、放流時期を8月と暫定的に示しております。また、あわびは3月から4月、まなまこにつきましては、現在試験調査中ということで特に記載はございませんが、将来的には、こちらの方もきちんと具体的に示していきたいと考えております。

次の4番目ですが、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項、ということで、こちらにつきましては、今回から新たに健苗の基準というものを加えております。前回までですと飼育密度、こういう基準で飼育しようというような基準の示し方だったのですが、今回からは健苗の基準という形で、どういう種苗を放流したら良いのか、というところを示しております。数字的なものもあったのですが、議論の中で数値を示すには早いというようなことで、今回は文言だけの表現となっております。丸の3つ目のところで、それぞれの到達すべき段階、目標ということで、ひらめにつきましては種苗生産技術はかなり熟成されてきていると、ただ、技術の維持・継承という部分で課題が残っているということで、この技術の維持・継承という段階を新たに加えております。新たな魚種としましては、えぞあわびの養殖につきましても加えております。養殖を今回から新たに加えたわけですが、これは栽培漁業の技術を活用して海藻類の増殖ですとか、養殖の種苗、そういったものにも転換できるだろう。そういった多面的な活用を図っていこうと、それを総じて水産振興に繋げていくんだというところで、今回えぞあわびを付け加えております。まなまこにつきましては、基本的な技術については、ある程度できたのですが、次のステップとして、量産技術の開発、放流技術の開発ということで、どういう種類を放流したら良いのか、その効果はどうかというところは、まだ検証中ですので、そういったところをきちんとやっけていこうとすることを目標としております。

次のページ裏面ですが、5番目の水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項ですが、新たに加わったものとして、(2)の資源評価、放流効果調査について、実施内容の検討と実施体制を構築という形で新たに加えております。また、(5)

ですが、魚種ごとの現状と課題ということで、どういう課題があるかというところを巻末の方に別表という形で整理させていただいております。

続きまして、6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項ということで、(1) 推進体制の整備について、水産振興協会がどのようなことをやっていくかを加えております。種苗の量産技術の開発や種苗生産技術に係る人材育成、機能の拡大・充実を図る、ということを加えております。また、新しい技術の導入や既存技術のマニュアル化など、栽培漁業に係る人材育成を積極的に推進ということで、水産振興協会の技術者の育成をきちんと力を入れていきたいと思います、というような思いを込めております。また、(2) 2ですが、放流に関するその他の事項ということで、気候や漁場等の環境変化に伴い、放流数、放流時期、放流サイズ、放流場所等を臨機応変に対応する。ということです。単に、これまでのように放流サイズに捉われることなく、環境変化に応じて臨機応変に対応していきましょう、ということ今回から盛り込むようにしております。

次の資料は新旧対照表です。アンダーラインが引いてある部分が今回から変わったところとなります。1番最後の資料が新しい栽培基本計画案の溶け込み版になります。簡単ではありますが、以上御説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

樋口委員 資料の2ページ目の水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項の(2)と(5)ですが、資源評価は今後、実施体制を構築していくということですが、一方で5番を見ると、魚種ごとの現状と課題というものを既に出している状態で、新しく実施体制をつくる資源評価というものと、今、やられている魚種の現状把握というものは何が違うのでしょうか。

議長 どなたか説明いただけますか。

板本課長補佐 今やっている現状把握と資源評価の違いということですか。

樋口委員 はい、そうです。

板本課長補佐 はい、この基本計画の中で述べている資源評価につきましては、経済性というものを重視しております。要は放流して、どのくらい回収できるか、それによって将来的に受益者負担といたしますか、漁業者にもきちんと負担していただいて、放流事業が続けられるように、そういった視点で考えておりました。

樋口委員 ちゃんとペイするかどうか、という考慮が入るのが資源評価ということですね。

板本課長補佐 はい、そうです。

樋口委員 はい、ありがとうございました。

議長 私から1点、用語の説明をお願いしたいのですが、1ページ目の4番にひらめとかありますね。有眼側の白化率というのは分かるのですが、その次の明度が高いとはどうい

う意味でしたか。色が明るいという意味ではないのですよね。色が明るいとは天敵に食われるのではないかという気がするのです。

阿部所長 補足で私の方から。健康な種苗というものは、養殖場などに行っても明るい色をしています。不健康な魚だと、割と暗い背中なんかも黒い色をしているのです。今、ちょうどサケの放流時期にきていますが、見回っても調子の良い孵化場というのは明るい真っ青な背中の色をしているサケがいますが、病気のところはちょっと黒っぽいような色をしています。魚の健康というのは割と色に出やすいです。ここで明度といいますのは、色彩色度計という機械で明るさを測るのですが、私共がヒラメ稚魚の調査をしていて、天然の稚魚、放流の稚魚と一緒に捕まえるのですが、放流した稚魚は明らかに背中が黒いのです。放流したかどうか判別するため鰭を切ったりするのですが、鰭を見なくても、背中を見ると、黒い、これは放流だ、と分かるのです。それは種苗を生産する技術に関わってくる部分ですので、その辺りでもう少し技術改善を進めて天然のヒラメと同じような明るい、明度でいうと30以上のヒラメを生産しましょうという目標を立てています。

議長 明るい、暗いという概念なのか、あるいは色が鮮やかか、くすんでいるかという概念なのか、どちらに近いんですか。

阿部所長 色度計ですので、単純に明るさですね。

議長 明るさなんだ、ルックス換算みたいな世界。鮮明度ではないのですね、明るさですね。明るいものがより色も鮮明ということなんですね。

阿部所長 はい。そうです。

議長 わかりました。皆様の方から何かありますか。

鈴木委員 3番目の「ひらめ」、「とらふぐ」、「えぞあわび」の放流尾数を書いていますけど、新年度から尾数を減らしているようですが、それはそれで良いのでしょうか、「ひらめ」や「えぞあわび」は何年くらい放流しているのかと、放流尾数の変化はどうか、尾数算出の根拠。この3点を教えて欲しいです。

板本課長補佐 放流尾数の根拠ですが、センターができて中間育成での放流等ありまして、中間育成はある時は15万16万の放流だったのですが、現在は栽培センターのみでの生産になりますので、そこでできる種苗を限界数として考えて、現実的な数字として12万尾の放流としております。とらふぐの放流尾数につきましては、多すぎてもどういう影響があるかわからない、という声もいただいておりますので、こちらの1池で生産できるような尾数というところで2万尾の放流ということにしております。「えぞあわび」の放流の根拠は私にもちょっと、すいません。

議長 主に生産設備の理由によるようですね。

鈴木委員 放流効果が見られないと聞いて、ヒラメやアワビなんかは私は獲ってないから分からないけど、ずっと言われ続けてきたと思うのですが、今の説明はあまりにも生産側

の都合から割り出した数字であって、自然界に放流して生きるための数という考え方の根拠が違うのではないかと、私なんかは思うんですけど。もう少し知恵が必要かなと思う。例えばトラフグだって1水槽2万がちょうどいいから2万ではなくて、1万でも5千でもいいと思うし、それが適正かどうかということもあるけど。ただ以前、あなた方には言っていないかもしれないが、ある人が、多く放せば多く帰って来るだろうという安易な発想で数を増やした事例があって、それがかえって現実としてはマイナスポイントではないかなと私は思うのだけど。これは極論だけど、トラフグだってヒラメだって、皆、天敵がいるのだから、水槽の中に天敵を入れて、その中で生き残ったやつだけを10匹でも、20匹でもいいからそういうものを放流するとか。極端な話だけど、そこら辺の知恵というものが重要かなと思う、数を放せば帰って来るという考えはいかがなものかと考えます。それに付随して6番に種苗の量産技術の開発とあるけど、多く作れば良いというものではないと私は思うのだけど、そこら辺は頭を切り替えてくれないかなと思いますが、どうでしょうか。

議長 今の質問、意見に考えがあれば、教えていただけますか。

板本課長補佐 はい、鈴木委員の方から御指摘いただいたことは受け止めまして、溶け込み版の一番最後に別紙の1として表があります。魚種ごとの現状と課題というところで、まず「ひらめ」につきましては、放流効果というところで、放流魚の混入率を記載しております。令和4年の結果でいきますと2.7パーセント。「とらふぐ」につきましては、放流効果を示せるようなデータが不足しているということで、今回は記載がないのですが、「えぞあわび」につきましては、令和4年度の結果で、放流魚の混入率31パーセントという結果が出ておりますので、こういったことから調査を続けながら、経済性を加味して放流数が定まっていくのではないかと考えております。また、量産技術の開発ということで、何でもかんでも放流すればいいのじゃないかという方もいらっしゃるようですけど、やはり環境収容力というものもございますので、その場所に合った放流数というものは、調査によってきちんと定めていく必要があると考えております。

議長 今のお話ですけど、鈴木委員いかがですか。

鈴木委員 まあ、いい。どうせまた堂々巡りだと思うので。

議長 私、びっくりしたのですが、ヒラメの混入率が2.7パーセントと書いてあるのですが、私が自分で釣ったヒラメからいうと、放流魚が半数近いのですが、なんでなのでしょう。私の釣るヒラメは半分くらいは腹に茶色の斑点がありますよ。腹に茶色の斑点があるのは、ほぼ放流なんでしょう。自然界でも腹に斑点が出るのですか。私は半分近く入っているのですが、表を見てこんなに少ないのかと驚いているのですが。一時、県の方で釣り人に広くヒラメの斑点の割合をアンケートとってた時がありますよね。何年か前。あれはずっとやってないんですか。昔やった時、どの程度のパーセンテージだったか、平均的な回答だったか、お分かりになりますか。あの頃の釣り人の中では、アンケートを書いている、結構放流魚がいるよね。というのが感想だったのですよ。釣りと網に入るのとはまた違うのかなと思ったり。それはどうなんですか。

板本課長補佐 そこまでの知見がないもので。ただ、放流場所と魚の行動という部分で、魚の行動というのは生殖とか、成長といったことで決まってくるのですが、そういったも

のが関係しているのかなとは思いますが、具体的に何の要因でそうなるのかということころまではちょっと分かりません。

議長 放流魚の頭が悪いから、簡単に針に食いつくというわけではないと思うのだけど、どう考えても、私が釣ってくるパーセンテージとここに出ているパーセンテージがあまりにも開いているものだからちょっと不思議だね。過去にやった釣り人へのアンケートをまた実施してみるともうちょっと漁業者との釣り人との間の平均値くらいが実際の混入率なのかなとも思いますので。それもご検討いただければ、釣り人は結構喜んで協力すると思いますので。

板本課長補佐 はい、ありがとうございます。

議長 他にございますか。はい、一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 4番目の「えぞあわび」の養殖の事業化実証のところですが、基本計画自体は4年なので、どのくらいの段階を想定しているのでしょうか。

板本課長補佐 はい、こちらの方ですが、種苗の生産を行っている水産振興協会の方では、そういったものに取り組んでいきたいと、というようなことがありましたので、今回「えぞあわび」の養殖を入れていきます。今現在は検討段階でして、養殖に向けた高成長のアワビを育種していきたいというふうに考えております。まだ着手はしていないのですが、この期間中には着手していきたい。今回はそういう思いを入れております。

佐藤一道委員 実証の第1段階ということで理解してよろしいのでしょうか。

板本課長補佐 本当の第1段階です。

佐藤一道委員 はい。

議長 1つ言い忘れた。放流時期や場所を検討しようかというものがありますよね。実は飛島の共同漁業の公聴会をやった時に、アワビの放流の場所を選んで欲しいという要望があったのです。どういうことかということ、ただ蒔いちゃうと放流したアワビがみんな魚に食われるのではないかと。なので、なるべく岩の隙間があるようなところに、魚が容易に入り込めないところを選んで放流してもらおうと、もうちょっと種苗の定着率や生存率が上がるのではないかとという御指摘があったのです。このへんは実際、今、アワビの放流の時にどういう場所にどのように蒔いているかというものがわかりますか。例えば食べられにくそうな場所を選んで蒔いているという実態はあるのですか。

加賀山課長 放流の指導に関しては、庄内総合支庁水産振興課の普及指導員の方が行っておりまして、そろそろこれから放流の時期が始まるのですが、やはり、ここ3年ほど放流方法の指導で専門家の先生の意見を聴きながら、膝くらいの水深にしようかと。そのくらいの浅いところに丁寧に蒔くという。以前でしたら船で数メートルのところにガバッと置くようなこともあったのですが、それではということで、今はかなりそういった指導を徹底しておりまして、本土側の方ではそういうふうなやり方をしている地区が多くなりました。飛島の方でも、昨日、放流がありまして、うちの普及指導員が同行してお

りまして、そういった指導をしていただけたと聞いております。

議長 浅い方が食われないということですか。

加賀山課長 そうだということです。

議長 あんまり浅いと、アワビの稚貝は鳥に食われたりはしないのですか。

加賀山課長 あまりそこまで聞いたことが無いのですが。本当は浅いところでも岩の隙間に入るように丁寧に蒔くのが1番なのですが、そこまでだと労力がかかりすぎて、中々対応できないという実情もあるようです。

議長 種苗を蒔く場所も、時期も。ここには時期と書いてあるけども、トラフグもアワビも場所はある程度は考慮しているということなのね。実態としては。

加賀山課長 はい、させていただいてます。

議長 もし考慮しているのであれば、時期と適地も考えてます、と書いてもいい気がするけどね。はい、わかりました。他に御意見、御質問ありますか。

飯塚委員 6番目の栽培漁業推進検討会は県とか市町となっていますが、これは水産研究所だとか、水産高校はハタハタの放流をやっていますが、そういった研究しているところは参加しないのですか。

板本課長補佐 研究所は入っていますが高校はまだです。

飯塚委員 わかりました。はい。

議長 他にありますか。大体議論出尽くしたということによろしいですか。特に修正要求などは無いようなので、原案については皆さん異議が無いことのように思われますが、皆様、原案どおりでよろしいということで良いでしょうか。

鈴木委員 すいません、修正可能なんですか。

議長 絶対修正されるというわけではないですが、意見としては出せます。

鈴木委員 「とらふぐ」は2万ではなく1万くらいに抑えるでは駄目ですか。

議長 その理由は何でしょうか。

鈴木委員 さっき言われましたが、收容能力が無いのに放流尾数だけ増やしても、多分寄り付かないで活力があるものはたぶん遠くに行ってしまう、という懸念はないでしょうか。

議長 山形県沖ではないところに行ってしまう、ということですか。

鈴木委員 ええ、あくまでも可能性もあるということ。

議長 収容能力ということからすれば、いくら海岸線が短い山形県でも結構広い海なので、1万尾くらいならいくらでも収容できるのではないかなど。

鈴木委員 何をもって多いか少ないかは私にも分からないけど、これだけの海だから、3万や5万放っても、どうということは無いだろうと思うけど。

議長 それは修正要求ですか。

鈴木委員 要求というか、検討課題というか。

議長 数字の見直しを検討いただきたいということですね。直ちにこれを1万にしろということではなくて、将来的にも含めて、ということ。

鈴木委員 はい、どうでしょうか、という意見です。

議長 そういった意見があったということはお伝えしますが。では、諮問案件なので、県の方案については委員会としては異議ないということよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、そのような内容で、委員会からの答申としたいと思います。

第2号議案 雑魚刺し網漁業の公示について（諮問）

議長 次は第2号議案 雑魚刺し網漁業の公示について、これにつきまして、県の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料2を御覧ください。（諮問文を読み上げる）詳しくは佐藤より御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

佐藤主査 雑魚刺し網漁業許可については、現在許可を受けている方が11人いらっしゃいますが、新たに参入希望する方が1人いらっしゃいましたので新規案件として諮問するものです。資料の方を御覧ください。表の中の制限措置については、期中の新規のため現在の許可内容と変更になる部分はありません。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は希望隻数の1隻としております。（2）申請すべき期間は、令和5年3月10日から令和5年3月24日までの2週間としています。すでに漁業時期としては2月から始まっており、操業開始の希望時期が4月からとなっているため、それに間に合うよう申請期間を短縮しております。有効期間はこの漁業許可を受けているほかの方に合わせまして、満了日は令和6年1月31日になります。ほか、条件についてもすでに許可を受けている内容と全く同じになります。説明としては、以上です。よろしくお願いたします。

議長 はい、ありがとうございます。新規1隻の申請を予定しているということで諮問案件ですので、皆様から御意見、御質問等ありましたらお願いします。ちなみに今予定されている方というのは新規事業者なのでしょうか、既存の業者なのでしょうか。

佐藤主査 既存です。

議長 そうですか。これについて皆様から御意見、御質問等ありましたら。

一同 ありません。

議長 では、これにつきましては、この内容で適当であるということで委員会の結論といたします。

第3号議案 令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）

議長 次は第3号議案、令和5管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について、これにつきまして、県の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料3をご覧ください。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当より御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

大川主査 では、諮問文をめぐっていただきまして、「くろまぐろ（小型魚）」に関する令和5管理年度における数量を定める公表案を記載しておりますので御覧ください。

山形県知事名の後に具体的に定める内容を記載しております。「くろまぐろ（小型魚）」に関する令和5管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとするということで、1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、こちらは、国が山形県に定めた数量になりますが、12,700キログラムと定められております。これは令和4管理年度と同量になります。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、知事管理区分としまして、山形県くろまぐろ漁船漁業と山形県くろまぐろ定置漁業の2つの区分を設けております。山形県くろまぐろ定置漁業に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するというので、200キログラムの配分案としております。これは、今期と同様の数量になります。そして残りを全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分するというので、12,500キログラムの配分案としております。これらは令和4管理年度と同様です。「くろまぐろ（小型魚）」については以上でございます。

続きまして3ページ目をご覧ください。こちらの方は大型魚になります。知事名の後を読んでまいります。「くろまぐろ（大型魚）」に関する令和5管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとするということで、1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、国が定めた数量10,400キログラムを記載しております。これは令和4管理年度と同様です。2としまして 知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県くろまぐろ定置漁業に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分するというので、100キログラムの配分案としており、これは、今期と同様の数量になります。そして残りを全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分するというので、10,300キログラムの配分案としております。大型魚については以上です。

続きまして、4ページでございますが、「すけとうだら日本海北部系群」に関する公表案をお示ししておりますので御覧ください。前の資料同様、読んでまいります。すけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県

に定められた数量ということで、国が山形県に定めた数量といたしましては、現行水準となっております。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県すけとうだら漁業に配分する数量として現行水準として定める案としております。「すけとうだら」についての御説明は以上でございます。

つづきまして、5ページ目、「するめいか」に関する公表案をお示ししておりますので御覧ください。「するめいか」に関する令和5管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。1としまして、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量ということで、国が山形県に定めた数量といたしましては、現行水準となっております。2としまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県するめいか漁業に配分する数量として現行水準として定める案としております。「するめいか」についての御説明は以上でございます。

ただ今御説明いたしましたとおり、「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら日本海北部系群及びするめいか」につきまして、国から県に定められた数量と、それを知事管理区分に配分する数量について、県知事が定めるものとなっておりますので、このような形で定めたいと考えております。御審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、皆様から御意見、御質問等ありましたらお願いします。

樋口委員 参考資料でいただいた山形県の漁獲実績を見ますと、定置漁業の漁獲量200キログラムのうち20.7キログラムしかまだ消化していないということで、50キログラムくらいで良いのではないかと思うのですが。その分を最初から漁船漁業の方にまわす方が良いのではないのでしょうか。漁業実績が無いのでしたら、その分、最初の配分についても反映させた方が良いのではないかと思います。

議長 実は私も小型魚については、50ではないけども、小型魚の定置は100でも良いのではないかとちょっと思ったのですが、逆に過去に定置で100キログラム以上入った年があるのか聞きたかったのですが、たまたま去年はこうでしたが、過去の小型定置の小型魚の実績はどうでしたか。わかりますか。100キログラムを超えたことがありましたか。

大川主査 すみません、ちょっとすぐに数字が出てこないのですが。

議長 そもそも大型魚が定置で入ったことがあったのですか。

大川主査 ありました。

議長 ないことはないのね。0にはできないのね。小型魚について100を超えるような数字が過去にあるかどうかですね。常時ロスがあるのであれば、その分を漁船漁業にまわした方が効率が良いだろうということですよ。100キログラムといえども貴重ですからね。私もそれは思ったのですが、だいたいこれは100キログラム刻みなんですよ。50キログラム刻みにはしないですよ。

樋口委員 たまたま身体の大きいものがいくつか入っていたら、すぐに超えてしまうかもしれません。

大川主査 これは1本だと思っておりますが、キロ数はすぐわかりませんが何本か入っている年はありましたので、それを考えると。

議長 20キログラム複数本入っていたら、すぐに100キログラム超えてしまいますからね。

大川主査 最終的には繰越分に活用できるものにはなってくると思います。

議長 過去にそこそこ入ったことがあるみたいで、そうするとある程度枠は空けておかないとまずいということになるんでしょうね。今度定置の方で余計入った場合に、マグロだけ出すことができなくて、マグロと一緒に網の中の魚を全部放出することになるので、今度は定置方の損害が大きくなる、という問題もあるのですよね。なので、入り得るのだとすると、ある程度枠が無いと、マグロだけではなく、他の魚も一斉に同時に放流する羽目になるのですから、そこは慎重にやる必要があるのかもしれないですね。定置に入った魚の中で、マグロだけ放流できればいいのですけど、それは今のところ、その技術は確立されていないものですから、せつかくのお金になる他の魚も全部逃がさなければいけないという、大変痛い思いを定置の方がするので、ある程度のゆとりは設けてあげないと定置の方が気の毒かなという面があるのです。釣りの場合でしたら、マグロだけで良いのですが、定置の場合は色々な魚が入るものですから、そのことは前から課題にはなっています。

樋口委員 混獲の漁として本当にありうる量だということでしたら現状のままでも問題ないと思います。

議長 過去の数字を見て、今年を含めて、来年以降また検討するというところで、とりあえずは今シーズンに限っては、これでいくしかないという気がしますが。中々過去の統計数字をすぐに調べる訳にはいきませんので。来年以降の課題ということでもよろしいですかね。

鈴木委員 1言いいですか、定置はやめて、今は2ヶ所しかないのですが、今までは鼠ヶ関と由良もあって、まぐろの時期は4ヶ所に定置があって、1つに入ると他の地域にも入るらしいという関連性があって、そこで入る時になると、すぐに100キログラム200キログラムに数量がかさむということもあったので、ここはあえて若干余裕を持たせて、余るような数字を持たせるようになった経緯はあります。現在は定置も2ヶ所ほどやめて、無駄な数字になるとすれば、今後は県内で余った数量をどう使うか知恵を出し合っただけの議論が必要かなと思いますけど。突発的には200キログラムでも足りないような漁獲がある場合もあると思います。10年に1ぺんの水揚げを担保に数字を残すのか、と言われると、そこもクエスチョンであるとは思いますが。

議長 ただ、定置の場合は本当に余計に入っちゃった場合の被害もあるものですから、釣りとは違うところはそこなんですよね。他県は定置の割合がすごい多いんですよ。山形県的には定置の割合が非常に少なく、ちょっと特殊性もあるのですけどね。今後の課題としていけば良いのではないかと思うのですけども。

鈴木委員 はい。

議長 あとは、「すけとうだらの日本海北部系群」と「するめいか」もあるのですが、スケトウもスルメイカも山形県は漁獲は激減しているの、これも含めて現行水準といっても、何が現行水準かという気もするのですが。そういった魚種も含めて、皆さん特に御意見等なければ。諮問ですので、委員会の意見としては、この諮問内容については適当であると、今後は見直しや検討も必要でしょうけども、新しい管理年度につきましては、この諮問内容で皆さん特に異議がないでしょうか。

一同 ありません。

議長 では、これにつきましては、そのような内容で答申といたします。ただ、確かに今後の課題でもあると思いますので、先に向けて検討していければと思います。

第4号議案 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて(諮問)

議長 次は第4号議案、特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて、これにつきまして、県の方から説明をお願いします。

加賀山課長 はい、資料4を御覧ください。(諮問文を読み上げる)詳しくは担当より御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

大川主査 諮問文の次の別紙を御覧ください。クロマグロの資源管理につきましては、背景に記載のとおり国際的な管理で国ごとに漁獲枠を設定しておりまして、それを各国で管理して、マグロの資源管理していくこととなっておりますが、一方で令和2年12月施行の改正漁業法から漁獲可能量を定めるときに、農林水産大臣は水産政策審議会の意見を、都道府県知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされております。水産庁では、クロマグロの漁獲可能量の繰越による追加配分や融通による配分変更については、手続きの迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会に配分方法等の案をお示しして、了承を得たうえで配分を実施して、審議会へは事後報告による対応を実施しています。

当県も令和4管理年度につきましては、そのような形で対応させていただきました。令和5管理年度における取扱いにつきましても、同様に迅速に対応を行う必要がありますので、前年度同様、配分を3にお示ししたとおり、海区漁業調整委員会の了承を受けたうえで、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応としたいというものでございます。3令和5管理年度における農林水産大臣からの追加配分及び融通による知事管理漁獲可能量の変更について、でございますが、漁獲可能量の知事管理区分への配分につきましては、資源管理方針の別紙1-3及び1-4配分の基準を示しておりまして、クロマグロの小型魚、大型魚ともに、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理の為の漁獲可能量を山形県くろまぐろ定置漁業に配分することといたしまして、残りの全量を山形県くろまぐろ漁船漁業の方に配分することとなっております。そのため、初回分に追加して配分された全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとしたいと考えております。また、県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更したい、というものでございます。

こちらは令和4管理年度にも、その様に対応させていただいたものでございますので、令和5管理年度も引き続きお願いしたいということでございます。御審議よろしく願います。

議長 ただ今の説明、要するに追加する分に関しては全て漁船漁業にということでしたが、これにつきまして、皆様の御意見、御質問はございますでしょうか。内容的には前管理年度と同じ扱いですね。

大川主査 はい。

議長 ということで、何かございますでしょうか。従来どおりの取扱い方針ですので、皆様よろしいですかね。

一同 はい。

議長 では、第4号議案につきましても、諮問内容について適当であると考えますので、その旨答申したいと思致します。

その他

議長 続きまして、その他ということで、私、表記の問題で一つだけ気になっているものがあります。今日の2号議案、表の「漁業を営む者の資格」というものがありますよね。要するに短く言えば、遊佐町及び酒田市に住所を有するものという表記です。私のような仕事の者は引っかけってしまうのですが、酒田市に住居を有するもの及び遊佐町に住居を有するもの、ならば分かるのですが、遊佐町及び酒田市に住所を有するもの、では、表現的には二重国籍者のように見えるのですよね。これは外国語だと、遊佐町若しくは酒田市に住所を有するものとなるのですが、それを翻訳すると、遊佐に住所を持っている人、酒田市に住所を持っている人と別々に表記されるのです。この遊佐町「及び」酒田市に住所を有するものとなると、二重国籍者しか申請できないというようになるので、遊佐町「若しくは」酒田市に住所を有するものとするのが正しいのですが、みんなこういうふうな表現になっているので、今後、この間違いは改めてもらいたいと思致しますので御検討ください。

佐藤主査 遊佐町若しくは酒田市に住所を有するものということですね。

議長 はい。そうです。

では、その他につきまして、何か皆様からありますか。

鈴木委員 よろしいですか。前々回での委員会でも少し話をしたんだけど、県で海面利用ルールマップというものを出してますよね。あの中で魚礁は、禁止指導区域という文言で表示しているのですが。

議長 人工魚礁ね。

鈴木委員 はい。私の勘違いかもしれないが、委員会ではそういう議論を全然していないと思うのだけど、なぜ、そういう表記になったのか。今日はいいから、文書で教えて欲しい。

い。あと、指導区域であるなら、今後、どのように管理していくのか。漁業者とレジャー船のすみ分け、そこをどういうふうに県で指導していくのか。それらを口頭ではなく文書で下さい。もう1点が、研究所の所長もいるのでお願いですが、明石調査。一応、前もしてもらったときは、調査を継続していかなければ分からないと、要はある程度年数がないと分からないという答えでしたが、調査していると思うので、調査の報告書、それも文書で下さい。そして、その報告書を基に今後どうあるべきか、どうするべきか。というものも文書で報告して欲しいです。

議長 整理すると、1つ目は古い委員会指示があって、人工魚礁ではレジャー船は釣りができませんよ、という委員会指示があるのだけど、取り締まり自体がないのではないかと。その辺をどのように考えているのかということですか。

鈴木委員 取り締まりというか、今は指導区域となっているが、この指導区域というのは、委員会では1度もたぶん議論はしていないはずだけど、私の勘違いかもしれないですが、もし、委員会でそのように決まったのならば仕方がないかもしれないが。このように決まったなら、何故そのように決まったのか。そして、指導区域であるならば、その人工魚礁を利用する際に漁業者とプレジャーのすみ分け、使い分け、それをどういうふうに指導し、その魚礁等を管理していくのか。それを文書でお示しして欲しいです。

議長 参考までに、人工魚礁の話が違う形で話題になることはあったのですよね。その時は人工魚礁について委員会指示等を出しているのだけれど、釣り人もどこが人工魚礁かわからない。それをやるのだったら、どこが人工魚礁だということについて、ちゃんと座標でエリアを示してくれないと困るのではないかと、という話も出て、それが出たら、そんなことをしたら、人工魚礁がどこにあるかレジャー船に教えるようなことになるから、かえってまずいのではないかとという話も出たりして、その中で、新潟県では釣り船も人工魚礁に入ってよろしい、ただし特定の人工魚礁については入ってはいけない、そのために特定の人工魚礁はレジャー船の立ち入りを禁止にして、なおかつ座標も公開していると、それが新潟県の委員会指示だという紹介もあって。では、山形県はどうするのかという話が出て、さらに山形県の人工魚礁の中で漁業者の漁場専用として、ここは最低限守りたいところを新潟県みたいに選んで、そこを新潟県方式でレジャー船は立ち入り禁止、漁業者専用区域ですよ、としてやったらどうかという話も出て。では、山形県の場合、本当に主要な人工魚礁はどこだろうと。その調査をしましょうという話まで1回行ったのですよね。その話は立ち消えになったというのが私の記憶です。鈴木委員も記憶があると思いますが。

鈴木委員 その調査までは確か話は進んでいないと思う。

議長 6か所ぐらい選んでやろうかみたいな話が昔、たしか出たじゃないですか。

鈴木委員 その案もあったけど、エリア分けと発言もしたけど、それも立ち消えて、要は魚礁といたって、じゃあ魚礁から外れればセーフで、どこまでが魚礁かと海の上で線を引くのですかという話になって、話が立ち消えになったという記憶があります。

議長 話題にはなったんですよね。ただ結論出なかったけどね。調査も進まなかったけどね。

鈴木委員 はい。

佐藤一道委員 私、確か10年くらい前、確か平成25年頃の委員会でも、話題に出てきたと記憶していますが。海面利用協議会での協議内容にも何度か出てきていて、人工魚礁の扱いをどうするのかと、委員会指示では禁止と定めているので。委員会の中でも、海面利用協議会の中でも、大規模とか主要なところ以外は良いのではないかと、という、ものすごくはっきりしない議論で終わった経緯があるので、私も、これはこのままでよいのか、という気がしていたので、一度過去の議事録を掘り起こして、どこまで議論が進んだかということの整理をして、この後どういうふうに取り扱うかという方針を決めた方がよいと思います。

議長 一昨日の日曜日には、たぶんここは人工魚礁だろうという場所には、ヤリイカ釣の船は殺到していましたね。私は立場上、何となくそこは入ってはいけないのではないかと、という考えがあったので、手前の離れたところでポツンと、私は多分小さい天然漁礁だと思っているのですが、そこで1人で粘っていたら、そこで沢山釣れたので。たまに根の反応が出て、どれが人工か天然かは分からないですね。人工魚礁の図面を持っているわけではないので、我々には実態は分からないため手探りでやっている状態です。それについては鈴木委員から要望がありましたので、その旨、頭に置いておいていただければと思います。

鈴木委員 頭じゃなくて、次回まで必ず報告書を提示するように。

議長 要請ね。書面に起こしてほしいということですね。もう1つ、明石の問題をもう1度言ってもらえますか。

鈴木委員 明石は3年位前かな、調査費がついて調査したはずですが。ここでも質問したけど、まだまだ調査回数が少ないので、良く分からないというような話で、もう少し時間をおくべきかなと思って、それで質問を終えた経緯があるのですが。あれから随分と時間も経っているし、10何年も前に月峯も下を見ているのだから、色々なデータを加味すれば何らかの調査報告書というか何らかの方向性はできるのかなと思うので、報告書を出してもらえませんか、というお願いです。

議長 それ3年前ではなくて、私の記憶では事務局を高沢さんがやった時ではないですか。

鈴木委員 高沢さんの時は月峯がやったのです。3年ほど前は、県で明石の調査費を試験場に200万出したのです。試験場の方でその200万でやったのかは知らないけど、とにかく予算がついて、調査をきなさい、ということで動いたはずですが。ですよね、所長。違いますか。

阿部所長 私が所長になってからですので、2年前くらいだと思いましたが、明石の調査について、水中カメラで撮った映像、写真等をお示ししながら、こういう結果でしたという、その当時の状況はこの委員会で報告いたしました。その時皆さんから御意見頂戴したのは、同じ定点で移り変わりを見ていきたいという話がありまして、それは昨年も毎年同じような場所で継続して調査しております。加えて言いますと、大瀬の方も同じような格好で調査しています。明石と大瀬も比較もして、あらためて明石の状況も分か

るのではないかと思います。そうした調査を積み上げておりますし、当然やったことは研究所の事業報告書には掲載されて公開対象になっていますし、その中での成果の部分では成果情報として公開になります。必要な部分については、関係漁業者団体の方でその都度説明している部分もございます。委員会の方にも、2年間経って色々資料も積みあがってきたので、ぜひ、機会を頂戴して、私も報告させていただきたいと考えております。

議長 差し支えなければ、DVDにした動画を配布していただければ、自分で見れるので。DVDのダビングはそんなに難しくないのでしょうか。

阿部所長 そうですね。DVDは大丈夫だとは思いますが、ただ、音声が入っている訳ではないので、ここはこういう場面です、と説明しながらでなければ中々イメージできない部分があるのかなと思います。

議長 ああ。

阿部所長 時間を頂戴いただけるのであれば、できれば動画を交えながら御説明できればと考えております。

議長 議題が少ない時にでも。それともう1つ、今の新しい「最上」になったじゃないですか。あれは海底の立体の地図を作れるとか。

阿部所長 はい。

議長 その新しい「最上」を使って、明石の海底立体地形図を作ってみようかという話があったような気がしたのですか、あれは作ったのですか。

阿部所長 はい、作っております。

議長 あ、できているんですか。

阿部所長 それは多分、前回報告した資料に入っていたかと思えます。

議長 それって、海底を3Dでプロッターして、大きい紙に肉眼で何となくイメージできるような、そういった物があるのですか。

阿部所長 3Dプリンターですか。

議長 3Dプリンターじゃなくてもいいけど。要するに平面ではなくて、立体的に。

阿部所長 色分けされて高い低い分かるような図にはなっています。

議長 あれはA3版くらいですか。

阿部所長 プリントのサイズは自由にできます。

議長 その立体図でも見せていただければありがたいと思います。

阿部所長 はい。わかりました。

議長 カラーになっているんですか。

阿部所長 カラーになっているので、残念ながら等深線は入らないですが、色分けでイメージしていただくようになっています。

議長 色分けでね。なるほど、一度拝見したいと思います。そういうことで鈴木委員からの要請はよろしいですね。

鈴木委員 はい。

議長 その他は何かございますか。

一同 ありません。

議長 では、すべての予定が終わりましたので、本日の委員会はこれにて終了させていただきますけども、県の方で今の鈴木委員に対する回答はいつ頃になりますか。大体の目安をいただければ。

加賀山課長 経緯を調べるところから入らなければならないので、なるべく早くしたいのですが、どのようにしたらよいのか。次回は4月ですね。

議長 ちょっと時間が無いですか。

加賀山課長 ちょっと時間が無いですね。せめて、その次を目指して。ただ、どうしても議題の関係などがあって、混んでいる時だと十分な話ができないと思います。その辺を見ながら、次の次以降ということで。

議長 では、おおよそは次々回辺りを一つの目安として中間報告できるようにお願いできればと思います。

加賀山課長 はい。

鈴木委員 文言を入れた理由だけは、次回に報告するように。言いにくいですが、機関長には前にもこういう質問はしているのに今まで返答がないのだから。以前に調べておいたはずだから。事実を書けばこんなの3日でできるのだから。ただ自分たちに火の粉が飛ばないように文言を変えようとするから時間がかかるのだから、次までに必ず報告を出すように。その次にどうするかは今後色々な縛りがあるから次回の次回で良いです。

加賀山課長 はい、わかりました。

議長 はい、よろしく申し上げます。次回の日程ですが。

事務局 次回の候補としては4月の後半から5月の前半くらいまでを想定に入れたと思っています。

議長 4月の後半からね。

事務局 4月ですと25日が第1の候補、28日を第2の候補、第3候補で5月9日としたいと思います。皆様、予定の御確認をお願いいたします。

議長 はい、わかりました。では、本日の委員会はこれにて終了します。皆様お疲れ様でした。